第１号議案

資料１

富谷市デマンド型交通の自家用有償旅客運送の更新（案）について

１．趣旨

　富谷市デマンド型交通の自家用有償旅客運送の登録有効期間が本年９月３０日で満了することから道路運送法第７９条の６(有効期間の更新の登録)の規定に基づき、当地域公共交通会議において承認いただき、今後の事務手続き（東北運輸局への更新申請）を進めようとするものである。

|  |
| --- |
| ※参考：道路運送法（有効期間の更新の登録）第七十九条の六　第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。 |

２．自家用有償旅客運送の許可・登録状況について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 許可・登録状況 | 許可・登録年月日 | 有効期間 | 備考 |
| 新規許可 | R2.9.28 | R2.10.1～R4.9.30 | 有効期間２年間 |
| 更新許可 | R4.9.14 | R4.10.1～R7.9.30 | 有効期間３年間 |
| 更新予定 |  | R7.10.1～R10.9.30 | 有効期間３年間 |

※新規登録のみ有効期間は２年間、更新時は３年間の有効期限となる。

３．自家用有償旅客運送の目的

富谷市地域公共交通計画の関連施策において「市民バスの再編」を図るため、市民バスの代替手段となる新たな交通網の形成を目指し、市内の東部区域(市民バス「大亀成田線」)及び北部区域(市民バス「北部黒川病院線」)沿線の交通空白地域を対象に、買物や通院等の移動を支える地域の足となる新たな交通網の形成を目的とする。

また本運行により、行政と地域住民で共に支える交通網の形成および地域福祉を支える担い手の発掘・育成を推進し、地域福祉の向上を図るものである。

（1）運行期間

　　実証運行:令和２年１０月～令和４年３月(１年６ケ月)

　　本格運行:令和４年４月～

（2）自家用有償旅客運送事業の種別

道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第５１条に定める自家用有償旅客運送事業のうち、交通空白地有償運送として行う。

|  |
| --- |
| ※参考：道路運送法施行規則（自家用有償旅客運送の種別）第五十一条　法第七十九条の二第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。一　交通空白地有償運送二　福祉有償運送 |

４．運行業務について

運行業務委託先

社会福祉法人　富谷市社会福祉協議会

〒981-3311宮城県富谷市富谷西沢１３番地　富谷市福祉健康センター内

５．運行車両について

　　トヨタ・ノア「ウェルジョイン」：３台※予備車は社会福祉協議会の車両１台。

　　・乗車定員：６名(運転手除く)

▼運行車両



　　・車両はリース契約により富谷市で準備

６．運行日について

　　月曜日～金曜日（平日のみ）の運行。なお年末年始、土・日・祝日は運行を行わない。

７．使用料について

（1）使用料の金額

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 使用料 |
| 大人（中学生以上） | 小人（小学生） | 未就学児 |
| 現金（乗車1回につき） | ２００円 | １００円 | 無料 |
| 回数乗車券（100円券11枚つづり） | １,０００円 |

（2）使用料の免除について

下記の利用者については、富谷市自家用有償旅客運送条例施行規則の規定に基づき、使用料の一部または全部を免除。

①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方：無料

※介助者１名まで含む

②７０歳以上の方：半額（大人：２００円→１００円）

③運転免許証を返納した６０歳以上の方：半額（大人：２００円→１００円）

※事前に使用料免除申請書の提出が必要

８．運送区域について

|  |  |
| --- | --- |
| 区域（車両数） | 対象地区名（字名等） |
| 北部区域（１台） | 一ノ関の一部（高田、北沖、カナエ田、堰下、清水沢）、二ノ関、三ノ関の一部（神社前上、三枚橋、本木西）、志戸田 |
| 東部区域（２台） | 富谷原前北、富谷原前南、富谷熊野、富谷関ノ川、富谷奈良木沢下の一部、富谷根崎沢、大童、今泉、大亀、石積、明石、西成田 |

　　※【資料２】を参照

９．利用登録について

（1）利用登録対象者

　①北部区域･･･上記（８．運送区域について）の表に示す地区に住民登録のある方

②東部区域･･･上記（８．運送区域について）の表に示す地区に住民登録のある方

（2）利用登録申請について

利用するためには事前の利用登録が必要である。利用登録は、「富谷市デマンド型交通利用登録申請書」を富谷市あて提出し、所定の手続き後、「利用登録者証」が発行されたら登録完了となる。

▼利用登録者証

見本

10．運行時刻等について

（1）運行時刻

①北部区域（全８便）

|  |  |
| --- | --- |
| 北部区域自宅発黒川病院方面行き【事務所出発時間】 | 黒川病院方面発市役所方面行き【黒川病院出発時間】 |
| 第１便 | 9:00(東部区域自宅発) | 第２便 | 9:30(富谷中央病院行き) |
| 第３便 | 11:00 | 第４便 | 11:30 |
| 第５便 | 12:30 | 第６便 | 13:00(東部区域自宅行き) |
| 第７便 | 14:00(富谷中央病院発) | 第８便 | 14:30 |

②東部区域（全１６便）

|  |  |
| --- | --- |
| 東部区域自宅発イオン富谷店方面行き【事務所出発時間】 | イオン富谷店方面から東部区域自宅行き【イオン富谷店出発時間】 |
| 第１便 | 9:00 | 第２便 | 10:30 |
| 第３便 | 11:00 | 第４便 | 12:15 |
| 第６便 | 13:30 | 第５便 | 13:00 |
| - | - | 第７便 | 14:30 |
| - | - | 第８便 | 16:30 |

|  |  |
| --- | --- |
| 東部区域自宅発市役所方面行き【事務所出発時間】 | 市役所方面から東部区域自宅行き【事務所出発時間】 |
| 第１便 | 9:00 | 第２便 | 10:30 |
| 第３便 | 11:00 | 第４便 | 12:15 |
| 第６便 | 13:30 | 第５便 | 13:00 |
| - | - | 第７便 | 14:30 |
| - | - | 第８便 | 16:30 |

※R3.10より東部区域の方も黒川病院に行き来できるように、北部便の第１便と第６便を東部区域発着とした。また、北部区域の方も富谷中央病院に行き来できるように、第２便と第７便を富谷中央病院発着とした。

（2）指定乗降場所について

①北部区域

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **市民バス停留所※** | **公共施設** | **病院等** | **金融機関** | **商業施設** |
| **黒川病院****方面** | ・黒川病院･大和町ﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙ |  |  |  | ･ﾖｰｸﾍﾞﾆﾏﾙ大和吉岡店 |
| **市役所方面** | ･富谷市役所･とうみやの杜入口･清水仲･富谷中央公民館･ひより台一、二丁目･富谷ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ･ひより台一丁目会館前･グリーンヒル入口･ゴルフ場入口･太子堂入口･太子堂一、二丁目･膳部沢下･馬場沢下 | ･富谷市まちづくり産業交流ﾌﾟﾗｻﾞ･富谷宿観光交流ステーション･仙台保健福祉事務所黒川支所･三ノ関会館 | ・富谷医院・佐藤病院・内田歯科・舘歯科・ひより台歯科・うちがさき歯科医院・富谷中央病院 | ･七十七銀行富谷支店･富谷郵便局･新みやぎ農協富谷支店 | ･西友富谷店・ｲｵﾝ富谷店 |

②東部区域

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **市民バス停留所※** | **公共施設** | **病院等** | **金融機関** | **商業施設** |
| イオン富谷店方面 | ･イオン富谷店･富谷高校前･成田温泉前･上桜木・大清水･成田中学校前･成田橋･成田公民館前･富谷中央病院前 | ･宮城県動物愛護センター・西成田ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀ-・石積会館 | ･中谷ｸﾘﾆｯｸ･新富谷SSﾚﾃﾞｨｰｽｸﾘﾆｯｸ･仙台ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ病院・特養成田の里・いとうｸﾘﾆｯｸ・なりた耳鼻咽喉科・上桜木しんがい脳神経外科・富谷ｶﾞｰﾃﾞﾝ歯科・たかはし歯科・矯正歯科ｸﾘﾆｯｸ | ･成田郵便局 | ･カインズ仙台富谷店･ヤマザワ富谷成田店･カワチ薬品富谷店 |
| 市役所方面 | ･富谷市役所･とうみやの杜入口･清水仲･富谷中央公民館 | ･富谷市総合運動公園･富谷市まちづくり産業交流プラザ･富谷宿観光交流ステーション･仙台保健福祉事務所黒川支所 | ・富谷医院・ひより台歯科・うちがさき歯科医院・黒川病院・佐藤病院・内田歯科・舘歯科 | ･七十七銀行富谷支店･富谷郵便局･新みやぎ農協富谷支店 | ･西友富谷店 |

※各対象区域内の市民バス停留所も指定乗降場所となっている。